

国立大学法人高知大学におけるライセンス等の対価として取得する
株式等の取扱いに関する規則

令和4年7月29日
規則第29号

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人高知大学（以下「本学」という。）における大学発ベンチャー企業の育成に資することを目的として、本学の研究成果に係る知的財産権等のライセンス等の対価を現金に代えて株式等で取得する場合の取扱いについて、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 知的財産権等 高知大学発明規則（以下「発明規則」という。）第2条第1項に規定する発明等及び知的財産権並びに高知大学成果有体物取扱規則第2条第1項に規定する成果有体物をいう。
- (2) ライセンス等 知的財産権等の譲渡及び提供又は実施権の設定、実施許諾及び利用若しくは使用許諾をいう。
- (3) 株式等 株式及び新株予約権をいう。
- (4) 大学発ベンチャー企業 大学の研究成果を基に起業したベンチャー企業及びその他大学と関連のあるベンチャー企業をいう。

(受入の基準)

第3条 大学発ベンチャー企業からライセンス等の対価として、株式等による支払いの申出を受けた場合において、当該大学発ベンチャー企業が次の各号のいずれかに該当するときは、ライセンス等の対価の全部又は一部を株式等で取得することができるものとする。

- (1) 対価に相当する現金を保有していないとき。
- (2) 対価を現金で支払うことによって、資金繰りに窮すると認められるとき。
- (3) 対価を現金で支払うことが経営に重要な影響を及ぼすと認められるとき。

(受入審査)

第4条 前条に規定する申出があったときは、次世代地域創造センター（以下「センター」

という。)が株式等の取得の審査を行う。

- 2 前項の審査は、発明規則第5条第1項に規定するセンター運営戦略室が設置する専門委員会(以下「専門委員会」という。)において行う。
- 3 前項の専門委員会は、大学発ベンチャーの財務状況その他株式等の取得の妥当性を判断するために必要な事項を踏まえ、その取得の可否、取得する株数等について審査を行う。
- 4 専門委員会は、株式等の価値を公正かつ客観的に評価できるよう、必要に応じて、外部専門家から意見を聴取する。
- 5 センター長は、第1項の審査結果を学長に報告する。

(取得の決定)

第5条 学長は前条第5項の審査結果に基づき、株式等の取得の可否について決定する。

- 2 前項の規定により株式等の取得を可とする決定をした場合、株式等の取得について規定した契約書を取り交わし、当該株式等を取得するものとする。

(株式等の管理)

第6条 ライセンス等の対価として取得した株式等の管理に関し必要な事項は、別に定める。

(実施補償金の配分)

第7条 ライセンス等の対価として株式等を取得した場合における発明規則第16条に規定する当該発明者等への実施補償金については、株式等を取得した後、その株式等を換金し収入を得た場合に支払うものとする。

- 2 実施補償金の支払いについては、前項に定めるもののほか、職務発明における補償金に関する細則の規定によるものとする。

(権利の行使における留意点)

第8条 本学は、第5条の規定により取得した株式等に基づく当該ベンチャー企業の経営に参加する権利については、原則として行使しない。ただし、当該権利を行使しないことが当該ベンチャー企業の経営に著しい影響を与える可能性があると考えられる場合その他例外的かつ緊急避難的な場合については、この限りではない。

(事務)

第9条 この規則の実施に関する事務は、研究国際部地域連携課において処理する。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、ライセンス等の対価を現金に代えて株式等で取得

する場合の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和4年7月29日から施行する。